

岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の概要

1 趣旨

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する組織を設置するため、「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「条例」という。）」を制定いたします。

2 条例で設置する組織

(1) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会（条例第2章）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、学校、教育委員会、児童相談所、警察署、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、民生児童委員、市PTA代表等で構成し、事務局は教育委員会で担います。

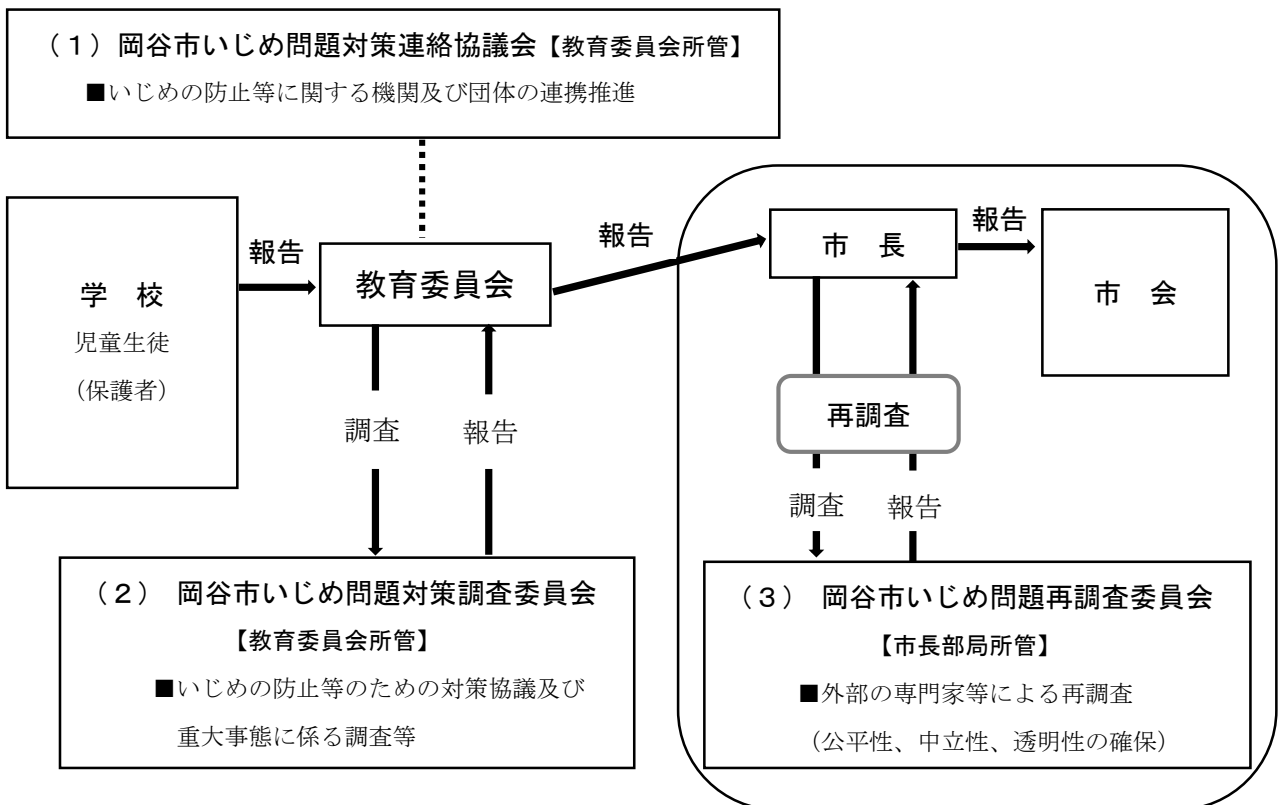
(2) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会（条例第3章）

いじめの防止等のための対策を実行的に行うための調査研究や重大事態に係る調査等を行うため、教育委員会の附属機関として設置します。

(3) 岡谷市いじめ問題再調査委員会（条例第4章）

法第28条第1項の規定による調査の結果について、報告を受けた市長が、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときに、公平性、中立性、透明性を確保して再調査を行うため、市長の附属機関として設置し、事務局は総務部総務課で担います。

【参考】



3 所掌事務・組織等

教育委員会に設置	<p>(1) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会（条例第2章）</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整すること ・当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を協議すること (いじめ問題に関する情報及び意見の交換並びに啓発等) <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員：15人以内 ・任期：1年 ・委員構成案：いじめの防止等に関係する行政機関の職員、団体の代表者等（岡谷市子ども教育支援チーム「いじめ・人権部会」チーム員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察署、人権擁護委員、民生児童委員、市PTA代表等）
	<p>(2) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること ・法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき </div> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員：5人以内 ・任期2年 ・委員構成案：学識経験者等（弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）
市長部局（総務課）に設置	<p>(3) 岡谷市いじめ問題再調査委員会</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第1項に規定する調査の結果についての調査（再調査）に関すること <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員：5人以内 ・任期：当該諮問に係る調査が終了するまで ・委員構成案：学識経験者等（弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）

4 条例施行日

平成30年1月1日